

水道設備工事一般仕様書 改定の要旨(令和6年4月1日)

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
目次			・付録の工事様式の変更に伴い説明文の追加	(現行)◇付録◇水道設備工事 工事様式 (改定)◇付録◇水道設備工事 工事様式 本付録以外の工事様式については、水道工事標準仕様書付録の工事様式を使用すること。
第2章 機械設備工事	2.1 配水用電動吐出弁 2.2 ろ水機用電動弁	II-5,6,7	・設備に附帯するバルブについて回転方向を右回しから左回しに変更	(現行)右回し開き (改定)左回し開き
	3.1 取水用水中モータポンプ	II-10	・揚水管のフランジ規格の名称を深井戸用14kに変更	(現行)JIS 14k (改定)深井戸用 14k
	2.1 配水用電動吐出弁	II-5	・配水場の配水ポンプ以外の逆止弁について緩閉鎖型を削除 ・垂直部についてもスイング式に変更	(現行)逆止弁(水平部設置)の標準仕様は下記とする。 緩閉鎖型スイング式逆止弁(バイパス弁付) (改定)逆止弁の標準仕様は下記とする。 スイング式逆止弁(バイパス弁付) ※配水場の配水ポンプについては緩閉鎖型スイング式逆止弁(バイパス弁付)とする。
	3.1 取水用水中モータポンプ 3.2 ろ水用水中モータポンプ 3.4 配水用水中モータポンプ	II-10,13,15	・配管の塗装色のグレーについてマンセル値を記載(N-5)	(現行)塗装 ナイロンコーティング(グレー) (改定)塗装 ナイロンコーティング(グレー N-5)
	2.1 配水用電動吐出弁	II-5	・回転数制御の配水ポンプの逆止弁については、無送水の接点を設ける旨を追加	(現行) - 未規定 - (改定)※回転数制御の配水ポンプの逆止弁については、無送水検知器を付けること。
	3.1 取水用水中モータポンプ 3.2 ろ水用水中モータポンプ 3.3 ろ水用陸上モータポンプ 3.4 配水用水中モータポンプ 3.5 配水用陸上モータポンプ	II-10,12,13,14,16	・羽根車の材質についてCAC406と同等以上を変更	(現行)羽根車:SCS13又は同等品以上 (改定)羽根車:CAC406又は同等品以上
	1.5 留意事項	II-3,4	・CAC406と同等以上の定義を追加	(現行) - 未規定 - (改定)(5)CAC406又は同等品以上の意味 ～以下略～

水道設備工事一般仕様書 改定の要旨(令和6年4月1日)

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
	2.2 ろ水機用電動弁	II-7	・手動式バラフライ弁についてくし歯形状を削除	(現行)弁体:SCS13又は同等品以上(くし歯の形状のもの) (改定)弁体:SCS13又は同等品以上
	2.1 配水用電動吐出弁	II-5	・電動式ソフトシール仕切弁に変更	(現行)ダクタイル鋳鉄片勾配仕切弁 (改定)ソフトシール仕切弁
	2.1 配水用電動吐出弁 2.2 ろ水機用電動弁	II-5,7	・開度発信器は岩槻系のみに変更	(現行)開度発信器(ポテンシオメータ、R/I変換器) (改定)開度発信器(ポテンシオメータ、R/I変換器) ※相野原配水場、金重配水場、南下新井配水場のみ
	2.1 配水用電動吐出弁 2.2 ろ水機用電動弁	II-5,7	・弁座の仕様を削除	(現行)弁座:SUS304又は同等品以上 or C3601又は同等品以上 (改定) - 未規定 -
	3.1 取水用水中モータポンプ	II-12	・ピットレスユニット内の水配管を銅管に変更	(現行)ピットレスユニット内の水配管はSUS管とする。 (改定)ピットレスユニット内の水配管は銅管とする。
	3.2ろ水用水中モータポンプ 3.3ろ水用陸上モータポンプ 3.4 配水用水中モータポンプ	II-13,14,15	・結露防止塗装の削除	(現行)地上配管部には結露防止塗装をすること。ただし、設置環境等の状況から結露を生じる可能性がない場合又は他の適切な対策がされている場合には省略することができる。 (改定) - 未規定 -
	3.6 排水ポンプ(ピット改修)	II-17	・サクシオンカバーの削除	(現行)付属品 銘板 水中ケーブル サクシオンカバー (改定)付属品 銘板 水中ケーブル
	3.6 排水ポンプ(ピット改修)	II-17	・羽根車とケーシングをSUS304に変更	(現行)羽根車:FC200又は同等品以上 ケーシング:FC200又は同等品以上 (改定)羽根車:SUS304又は同等品以上 ケーシング:SUS304又は同等品以上
	3.6 排水ポンプ(ピット改修)	II-17	・露出部配管をステンレスに変更 ・仕切弁と逆止弁をステンレス製に変更	(現行)排水管の材質は、地中埋設部はHIVP、壁貫通部はSUS304とする。 仕切弁(逆止弁)は青銅製ゲートバルブ(JIS10k又はねじ込み)とする。 (改定)排水管の材質は、地中埋設部はHIVP、露出部及び壁貫通部はSUS304とする。 仕切弁(逆止弁)はステンレス製ゲートバルブ(JIS10k又はねじ込み)とする。
第3章 電気設備工事	3.8 地震計/地震計収納盤	III-14	・加速度の測定範囲を0~500Galに変更	(現行)測定範囲 ±2000Gal以上 (改定)測定範囲 0~500Gal以上

水道設備工事一般仕様書 改定の要旨(令和6年4月1日)

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
	4.3 直流無停電電源装置 4.4 交流無停電電源装置	Ⅲ-18,19	・無停電電源装置盤についてアクセサリ電源等の注意書きを追加	(現行) - 未規定 - (改定) <b>その他の事項 アクセサリ電源及び盤内照明電源は盤内から取り出すこと。</b>
	4.4 交流無停電電源装置	Ⅲ-19	・効率を75%に変更	(現行) 効率は80%以上であること。 (改定) 効率は <b>75%</b> 以上であること。
	4.8 排水ポンプ制御盤	Ⅲ-23	・第3章に記載するよう変更	(現行) 第2章(機械設備工事)に記載 (改定) 第 <b>3</b> 章( <b>電気</b> 設備工事)に記載
	3.3 流量計	Ⅲ-12	・流量計の接合フランジを10kに変更	(現行) 接合はフランジ(JIS 7.5k)とする。 (改定) 接合はフランジ(JIS <b>10</b> k)とする。
	3.7 自動水質監視装置	Ⅲ-13	・自動水質装置の測定項目にPHを追加	(現行) 測定項目 残留塩素濃度、濁度、色度、圧力 (改定) 測定項目 残留塩素濃度、濁度、色度、圧力、 <b>PH</b>
	4.8 排水ポンプ制御盤	Ⅲ-23	・名称を排水ポンプ操作盤から排水ポンプ制御盤に変更	(現行) 4.8 排水ポンプ操作盤 (改定) 4.8 排水ポンプ <b>制御</b> 盤
	各項目	Ⅲ-各ページ	・準拠規格であるJIS、JEC、JEMの規格番号の削除	(現行) 準拠規格 JIS <b>C8201-2-1</b> (例) (改定) 準拠規格 JIS